令和５年４月２８日

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所

日本万国博覧会記念公園事務所発注工事・委託業務にかかる積算書（金入）の情報提供要領

日本万国博覧会記念公園事務所では、令和３年４月１日より、積算書（金入）に関する情報公開請求者の利便性向上を図るため、大阪府情報公開条例における行政文書公開請求手続きによらず、積算書（金入）のホームページ公表による情報提供を実施します。

１．対象案件

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所が発注する建設工事、及び委託役務（樹木管理に限る）にかかる入札時の積算書（金入）で、完成日の属する年度の次年度４月から、10年を経過するまでの期間のものを対象とします（入札によらない随意契約案件は対象外）。

なお、対象案件以外の積算書（金入）については、従来どおり行政文書公開請求手続きにより対応するものとします。

２．公表時期

①完成日の属する年度の次年度４月から、10年を経過するまでの期間

積算書（金入）全てを公表します。

※公表できない単価情報等が含まれる場合は、当該部分をマスキング加工する場合が

あります。